

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金 ガイドブック

- このガイドブックは、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の補助の内容やルールについて記したものです。交付要綱等をご覧になる際の補助的な冊子として活用してください。
- 補助金は、国民が納めた税金等を財源としています。公平公正に使われるよう、ルールは必ず守ってください。

厚生労働省 九州厚生局

平成25年5月

目 次

1. 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の概要	1
2. 補助金の交付の方法	2
3. 補助金の計算のルール	2
4. 用語の説明	2
5. 補助の内容	
(1) 精神科病院〔直接補助〕	4
(2) 精神保健福祉センター〔直接補助〕	6
(3) 精神科デイ・ケア施設〔直接補助〕	7
(4) 精神科救急車〔直接補助〕	8
(5) 農村検診センター〔間接補助〕	9
(6) 食肉衛生検査所〔直接補助〕	9
(7) 市場衛生検査所〔直接補助〕	11
(8) 原爆被爆者保健福祉施設〔直接補助〕	11
(9) 原爆被爆者保健福祉施設〔間接補助〕	12
(10) 原爆医療施設（施設整備）〔間接補助〕	14
(11) 原爆被爆者健康管理施設〔直接補助〕	14
(12) 原爆医療施設（設備整備）〔間接補助〕	15
(13) 医薬分業推進支援センター〔間接補助〕	15
(14) 結核患者収容モデル病室〔直接補助〕	16
(15) 多剤耐性結核専門医療機関〔直接補助〕	17
(16) エイズ治療拠点病院〔直接補助〕	18
(17) 結核研究所〔直接補助〕	19
(18) 放射線影響研究所〔直接補助〕	20
(19) 地方中核がん診療施設等〔直接補助〕	21
(20) 難病医療拠点・協力病院〔直接補助〕	21
(21) 難病医療拠点・協力病院〔間接補助〕	22
(22) 難病相談・医療センター〔直接補助〕	23
(23) とちく場〔直接補助〕	24
(24) 特定感染症指定医療機関〔直接補助〕	25
(25) 第一種感染症指定医療機関〔直接補助〕	26
(25の2) 第一種感染症指定医療機関〔間接補助〕	27
(26) 第二種感染症指定医療機関〔直接補助〕	28

(26 の 2) 第二種感染症指定医療機関〔間接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	29
(27) 第二種感染症指定医療機関の 結核病棟のユニット化〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	30
(27 の 2) 第二種感染症指定医療機関の 結核病棟のユニット化〔間接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	31
(28) さい帯血バンク〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	31
(29) 精神科救急情報センター〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	32
(30) 眼球あっせん機関〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	32
(31) 感染症外来協力医療機関〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	33
(31 の 2) 感染症外来協力医療機関〔間接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	34
(32) 精神科救急医療センター〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	35
(33) 組織バンク〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	36
(34) マンモグラフィ検診実施機関〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	36
(35) 新型インフルエンザ患者入院医療機関〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	37
(35 の 2) 新型インフルエンザ患者入院医療機関〔間接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	38
(36) HIV検査・相談室〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	40
(37) 食品衛生検査施設〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	41
(38) 末梢血幹細胞採取施設〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	42
(39) 小児がん拠点病院〔直接補助〕	・ ・ ・ ・ ・	42
6. 補助金の交付の条件	・ ・ ・ ・ ・	44
7. 補助金の交付申請	・ ・ ・ ・ ・	46
8. 補助事業の実績報告	・ ・ ・ ・ ・	47
9. その他	・ ・ ・ ・ ・	48

1. 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金の概要

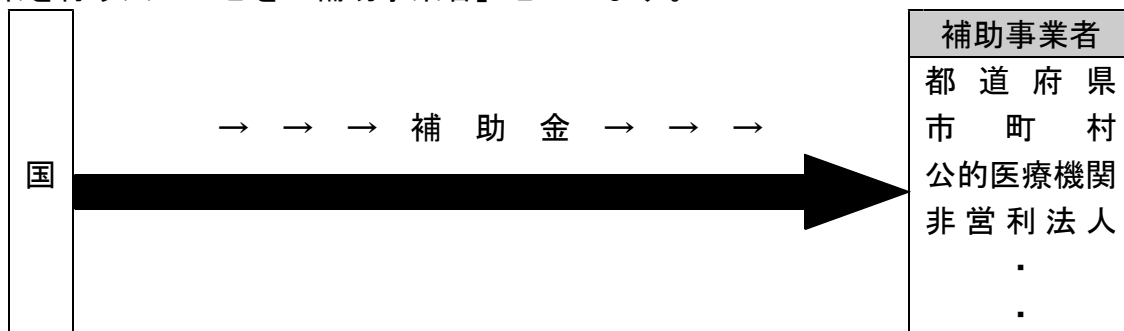
保健衛生施設等施設・設備整備費補助金は、保健衛生施設等施設整備費補助金と保健衛生施設等設備整備費補助金の2つの補助金で構成され、以下の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、それによる公衆衛生の向上を目的に交付される補助金です。

交 付 の 対 象	施設整備費補助金		設備整備費補助金	
	直接補助	間接補助	直接補助	間接補助
精神科病院	○		○	
精神保健福祉センター	○		○	
精神科デイ・ケア施設	○		○	
精神科救急車			○	
農村検診センター		○		
食肉衛生検査所	○		○	
市場衛生検査所			○	
原爆被爆者保健福祉施設	○	○	○	○
原爆医療施設		○		○
原爆被爆者健康管理施設			○	
医薬分業推進支援センター		○		○
結核患者収容モデル病室	○			
多剤耐性結核専門医療機関	○			
エイズ治療拠点病院	○		○	
結核研究所	○		○	
放射線影響研究所	○			
地方中核がん診療施設等			○	
難病医療拠点・協力病院			○	○
難病相談・支援センター	○			
と畜場			○	
特定感染症指定医療機関	○		○	
第一種感染症指定医療機関	○	○	○	○
第二種感染症指定医療機関	○	○	○	○
第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化			○	○
さい帯血バンク			○	
精神科救急情報センター			○	
眼球あっせん機関			○	
感染症外来協力医療機関	○	○	○	○
精神科救急医療センター	○			
組織バンク			○	
マンモグラフィ検診実施機関			○	
新型インフルエンザ患者入院医療機関	○	○	○	○
H I V検査・相談室	○		○	
食品衛生検査施設			○	
末梢血幹細胞採取施設			○	
小児がん拠点施設	○			

2. 補助金の交付の方法

【直接補助】

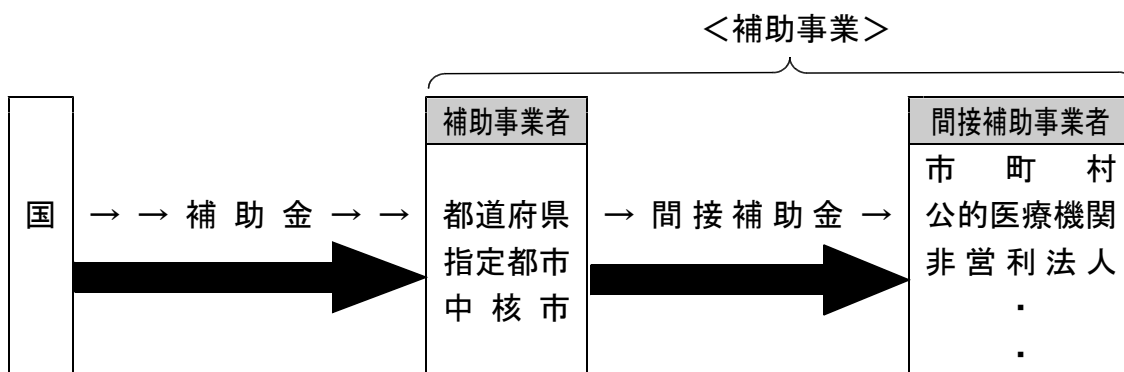
補助金の交付を受けて建物を建てたり設備を購入することを「補助事業」といい、補助事業を行う人のことを「補助事業者」といいます。



【間接補助】

都道府県、指定都市または中核市が、市町村や公的医療機関、非営利法人等が実施する事業に対し補助金を交付することを「補助事業」といいます。

国は、その「補助事業」に対し補助金を交付します。



3. 補助金の計算のルール

補助金の交付は、1,000円単位で行います。補助金の交付額は、交付の対象ごとに、施設整備と設備整備は別々に計算します。計算の結果、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

4. 用語の説明

(1) 基準額

補助金の交付額を計算する基準となる額で、施設を整備したり設備を購入したりするのに必要な費用（対象経費の実支出額）と比較するものです。

(2) 対象経費の実支出額

施設を整備したり設備を購入したりするのに必要な費用の内、補助の対象となる費

用のことをいいます。

(3) 総事業費

施設を整備したり設備を購入したりするのに必要なすべての費用で、補助の対象とならない部分の費用も含まれます。

(4) 寄附金

その用途が補助事業（間接補助事業を含む）に指定された寄附金を指します。用途を指定しない一般寄付金や、総事業費のうちの補助対象外の事業に対する寄附金は、ここにいう寄附金とはみなしません。

ただし、補助事業者（間接補助事業者を含む）が社会福祉法人等営利を目的としない法人であるばあいは、その特殊性を考慮し、法令に別段の定めがない限り、ここにいう寄附金とはみなしません。

(5) その他の収入

① 残存物件の処分による収入

補助事業等により購入した物件のうち、換価価値のある不必要な残存物件を処分することによる収入をいいます。

② 既存建物等の処分による収入

過去に補助金等の交付を受けて建設し、または改造、改築等により効用の増加した既存建物等（土地を除く。）を処分することによる収入をいいます。

ただし、補助事業等の目的が既存建物等によって実施されている事業を継承する同種、同目的の場合に限ります。

③ 火災保険収入

過去に、補助金等の交付を受けて建設し、または改造改築等により効用の増加した既存建物等（土地を除く。）の全部または一部が被災したことによる収入。火災保険金の収入から、「交付基準の種目算定基準による算定額から算出される自己負担相当額」を控除した額となります。

ただし、補助事業等の目的が既存建物等によって実施されている事業を継承する同種、同目的の場合に限ります。

④ 契約違反による違約金収入

⑤ 法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。）に基づく徴収金返還金の収入

(6) 工事事務費

工事を施工するために直接必要な事務に要する費用で、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいいます。対象経費の実支出額に含めることができる工事事務費は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額が上限となります。

5. 補助の内容

1. 精神科病院〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 医療法第31条に規定する公的医療機関（以下「公的医療機関」という。）
- エ 医療法人等の非営利法人（精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた精神科病院を設置する法人に限る。）

(2) 補助の対象

- ア 精神科病院及び精神科病院以外の病院に設ける精神病室（以下「精神科病院等」という。）の新設、増設、改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

（医療法人等の非営利法人が行う事業については、精神保健福祉法第19条の8の指定を受けた施設のうち、作業・生活療法部門及び特殊病棟（老人、アルコール、薬物、児童・思春期、合併症、認知症治療）等に係る施設整備事業で厚生労働大臣が認めるものに限る。）

- イ 精神科病院等の改修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

<「精神科病院療養環境改善整備事業実施要綱」に基づく改修に限ります。>

- (a) 鉄格子を撤去し、強化ガラスへの更新等を行う整備（鉄格子撤去と併せて行う、病棟の療養環境改善を図るための改修を含む。）であること。
- (b) 保護室を改修し、療養環境の改善（水洗便所、冷暖房設備の設置、床壁等内装の改修等）を図るとともに、改修後は個室で一室当たりの面積が内法で10㎡以上（保護室専用の前室又は通路を含む。）となる整備であること。
- (c) 病棟出入口扉を自動開閉扉に替えること等により、任意入院患者の開放処遇の促進に資する整備であること。
- (d) 病棟出入口扉を鉄扉から透明ガラス製扉等に改修する整備であること。

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。（「その額」を国庫補助基本額といいます。）

(4) 補助率

ア 都道府県

市町村

公的医療機関（一部事務組合、広域連合、国民健康保険団体連合会、普通国民健康保険組合）

・・・ 1 / 2（沖縄県は 3 / 4）

イ 公的医療機関（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会）

医療法人等の非営利法人

・・・ 1 / 3

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ 既存建物の買収に要する費用

ウ 社会復帰活動として行う作業療法及びレクリエーション活動に供する施設（建物を除く。）に要する費用

エ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

ア 都道府県

イ 市町村（一部事務組合を含む）

(2) 補助の対象

ア 初度設備費

精神科病院等の新設又は増設（老人性認知症疾患治療病棟については改築を含む）に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費

イ その他の設備費（老人性認知症疾患治療病棟）

以下の設備を整備するために必要な需用費（消耗品費）、備品購入費及び工事請負費

・ 特殊浴槽設備

・ リハビリテーション設備

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

- (4) 補助率
1 / 2 (沖縄県は 3 / 4)

2. 精神保健福祉センター〔直接補助〕

<施設整備>

- (1) 事業の実施主体
- ア 都道府県
 - イ 指定都市(指定都市となることが、政令の公布により明らかにされた市を含む。)
- (2) 補助の対象
- 精神保健福祉センターの建設のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
- A級：施設規模が825㎡以上で、かつ、都道府県ごとの人口が300万人以上
B級：A級以外のもの
- (3) 補助金の額の算定方法
- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
 - イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
1 / 2
- (5) 補助の対象としないもの
- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
 - イ 既存建物の買収に要する費用
 - ウ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

- (1) 事業の実施主体
- ア 都道府県
 - イ 指定都市(指定都市となることが、政令の公布により明らかにされた市を含む。)
- (2) 補助の対象
- 初度設備費
- 精神保健福祉センターの新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2

3. 精神科デイ・ケア施設〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 地方公共団体
- イ 公的医療機関
- ウ 医療法人等の非営利法人

(2) 補助の対象

精神科デイ・ケア施設（病院併設の老人性認知症疾患デイ・ケア施設を含む。）
の施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

- ア 地方公共団体、公的医療機関（一部事務組合、広域連合、国民健康保険団体連
合会、普通国民健康保険組合）

・・・ 1 / 2（沖縄県は 3 / 4）

- イ 公的医療機関（日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協
同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会、
社会福祉法人北海道社会事業協会）

医療法人等の非営利法人

・・・ 1 / 3

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ 既存建物の買収に要する費用
- ウ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

- (1) 事業の実施主体
地方公共団体
- (2) 補助の対象
精神科デイ・ケア施設の新設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費
- (3) 補助金の額の算定方法
 - ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
 - イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
1／2

4. 精神科救急車〔直接補助〕

<設備整備>

- (1) 事業の実施主体
 - ア 都道府県
 - イ 指定都市
 - ウ 精神保健福祉法第33条の4第1項の規定により指定を受けた地方公共団体
 - ウ 精神保健福祉法第33条の4第1項の規定により指定を受けた公的医療機関
 - エ 精神保健福祉法第33条の4第1項の規定により指定を受けた非営利法人
- (2) 補助の対象
事業の実施主体が設置する精神科病院等に整備する精神科救急車を整備するために必要な備品購入費
- (3) 補助金の額の算定方法
 - ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
 - イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
1／3

5. 農村検診センター〔間接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

(2) 補助の対象

農村検診センターの新設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（この費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります）

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。

ウ 「イの額に2/3を掛けた額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ 門、柵、塀に要する費用

ウ 既存建物の買収に要する費用

エ その他施設整備として適当と認められないもの

6. 食肉衛生検査所〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

ア 都道府県及び特別区

イ 地域保健法施行令第1条で定める市

(2) 補助の対象

食肉衛生検査所の新設又は改築（全面改築）、増設のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 3

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ 門、柵、塀に要する費用
- ウ 既存建物の買収に要する費用
- エ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県及び特別区
- イ 地域保健法施行令第1条で定める市

(2) 補助の対象

- ア 初度設備費
食肉衛生検査所の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な備品購入費
- イ 牛海綿状脳症（BSE）検査キット設備費
牛海綿状脳症（BSE）検査に必要な検査キットを購入するために必要な備品購入費
- ウ その他の設備費
食肉の衛生確保のために必要な検査機器の備品購入費

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
 - イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。
※牛海綿状脳症（BSE）検査キット設備費の算定において、都道府県又は政令市が一括して購入して整備する場合は、食肉衛生検査所ごとに算出した国庫補助基本額の合計に補助率を掛けたものが国の補助額となります。
- (注) 初度設備費及びその他の設備費の国の補助額の合計が10万円に満たない場合は、補助金は交付されません。

(4) 補助率

1 / 3 (BSE検査キットは10 / 10)

7. 市場衛生検査所〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県及び特別区
- イ 地域保健法施行令第1条で定める市

(2) 補助の対象

市場衛生検査所における微生物及び理化学検査等に必要な検査機器の備品購入費

- ・微生物学的検査用機器（微生物検査を行うための検査機器設備）
- ・理化学的検査用機器（残留農薬、抗生物質、食品添加物、重金属分析を行うための検査機器設備）

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/3

8. 原爆被爆者保健福祉施設〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

広島県、長崎県、広島市又は長崎市

(2) 補助の対象

(1)の県市が単独又は共同で設置する原爆被爆者保健福祉施設の新設（全面改築を含む。）、増設又は改築等のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

2/3

- (5) 補助の対象としないもの
- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
 - イ 既存建物の買収に要する費用
 - ウ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

- (1) 事業の実施主体
広島県、長崎県、広島市又は長崎市
- (2) 補助の対象
- ア 初度設備費
(1)の県市が単独又は共同で設置する原爆被爆者保健福祉施設の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費並びに委託料
 - イ その他の設備費
建物の内部改装等に必要経費及び設備を購入するために必要な備品購入費並びに委託料
- (3) 補助金の額の算定方法
- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
 - イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
2/3

9. 原爆被爆者保健福祉施設〔間接補助〕

<施設整備>

- (1) 事業の実施主体
- ア 社会福祉法人
 - イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第2項に規定する特例民法法人
- (2) 補助の対象
原爆被爆者保健福祉施設の新設(全面改築を含む。)、増設又は改築等のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(この費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業が国の補助の対象となります)

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「事業に係る収入額（寄附金を除く）」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
- ウ 「イの額」と「広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は単独で補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

2/3

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ 既存建物の買収に要する費用
- ウ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 社会福祉法人
- イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第2項に規定する特例民法法人

(2) 補助の対象

- ア 初度設備費
原爆被爆者保健福祉施設の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費並びに委託料
- イ その他の設備費
建物の内部改装等に必要経費及び設備を購入するために必要な備品購入費並びに委託料

（これらの費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業が国の補助の対象となります）

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「事業に係る収入額（寄附金を除く）」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
- ウ 「イの額」と「広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は単独で補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

- (4) 補助率
2 / 3

10. 原爆医療施設〔間接補助〕

<施設整備>

- (1) 事業の実施主体
日本赤十字社
- (2) 補助の対象
広島赤十字・原爆病院及び長崎原爆病院の改築等のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（この費用に対する広島県、長崎県、広島市又は長崎市の共同又は単独の補助事業が国の補助の対象となります）
- (3) 補助金の額の算定方法
ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
イ アの額と、「総事業費」から「事業に係る収入額（寄附金を除く）」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
ウ 「イの額」と「広島県、長崎県、広島市又は長崎市が共同又は単独で補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
2 / 3
- (5) 補助の対象としないもの
ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
イ 門、柵、塀に要する費用
ウ 既存建物の買収に要する費用
エ その他施設整備として適当と認められないもの

11. 原爆被爆者健康管理施設〔直接補助〕

<設備整備>

- (1) 事業の実施主体
広島市、長崎市
- (2) 補助の対象
広島市、長崎市が設置する原爆被爆者健康管理施設の設備を購入するために必要な備品購入費

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

2 / 3

1 2. 原爆医療施設〔間接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

日本赤十字社

(2) 補助の対象

日本赤十字社が原爆被爆者に多くみられる白血病等の診断のために原爆医療施設に設置する精密検査機器等の備品購入費（この費用に対する広島県又は長崎県の補助事業が国の補助の対象となります）

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
- ウ 「イの額に2 / 3を掛けた額」と「広島県又は長崎県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2

1 3. 医薬分業推進支援センター〔間接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県薬剤師会
- イ 法人格を有する郡市区薬剤師会

(2) 補助の対象

事業の実施主体が設置する医薬分業推進支援センターの新設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（この費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります）

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
- ウ 「イの額に2/3を掛けた額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ 既存建物の買収に要する費用
- ウ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県薬剤師会
- イ 法人格を有する郡市区薬剤師会

(2) 補助の対象

建物の内部改装、空調に必要な経費及び調剤、医薬品保管、薬事情報等に必要な備品購入費(この費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります)

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
- ウ 「イの額に2/3を掛けた額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

1 4. 結核患者収容モデル病室〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 地方公共団体
- イ 公的医療機関

ウ 医療法人等の非営利法人

(2) 補助の対象

事業の実施主体が設置する結核患者収容モデル病室の施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額が国の補助額となります。

(4) 補助率

定額

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ 既存建物の買収に要する費用

ウ その他施設整備として適当と認められないもの

15. 多剤耐性結核専門医療機関〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

関東信越ブロック及び近畿ブロックにおいて、多剤耐性結核専門医療機関整備事業実施要綱に掲げる業務を実施できると厚生労働大臣が認める者

(2) 補助の対象

多剤耐性結核専門医療機関の新設、増設又は改築に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額が国の補助額となります。

(4) 補助率

定額

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ 既存建物の買収に要する費用

ウ その他施設整備として適当と認められないもの

16. エイズ治療拠点病院〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 地方公共団体
- イ 公的医療機関
- ウ 医療法人等の非営利法人

(2) 補助の対象

事業の実施主体が設置するエイズ治療拠点病院の施設の整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

- ・ 個室整備
個室を整備する場合は、個室内に必要な設備（専用の浴室、トイレ等）を設けること。
- ・ 剖検室改修
剖検を行う部屋を改修する場合については、血液等が直接体にかからない構造とし、使用機材を洗浄する専用の水洗い場、消毒設備、汚物処理施設を設けること。
- ・ 相談指導（カウンセリング）室
- ・ エイズ専用外来診療室

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ 既存建物の買収に要する費用
- ウ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 地方公共団体
- イ 公的医療機関
- ウ 医療法人等の非営利法人

(2) 補助の対象

ア 診療支援ネットワーク設備費

全国のエイズ治療拠点病院をネットワークで繋ぐために必要な備品購入費（導入費用を含む）

イ その他の設備費

患者モニター装置等、診療を行うために必要な機器及び剖検台を購入するために必要な備品購入費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2（診療支援ネットワーク設備費は10/10）

17. 結核研究所〔直接補助〕

※結核研究所に係る補助金の交付に関する事務は、厚生労働大臣が行います。

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

公益財団法人結核予防会

(2) 補助の対象

結核研究所の施設の新築、改築又は改修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額が国の補助額となります。

(4) 補助率

定額

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ 門、柵、塀に要する費用

ウ 既存建物の買収に要する費用

エ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

- (1) 事業の実施主体
公益財団法人結核予防会
- (2) 補助の対象
公益財団法人結核予防会の設置する結核研究所の設備を購入するために必要な経費
- (3) 補助金の額の算定方法
ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
定額

18. 放射線影響研究所〔直接補助〕

※放射線影響研究所に係る補助金の交付に関する事務は、厚生労働大臣が行います。

<施設整備>

- (1) 事業の実施主体
財団法人放射線影響研究所
- (2) 補助の対象
放射線影響研究所の施設の新築、改築又は改修のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
- (3) 補助金の額の算定方法
ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
定額
- (5) 補助の対象としないもの
ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
イ 既存建物の買収に要する費用
ウ その他施設整備として適当と認められないもの

19. 地方中核がん診療施設等〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 独立行政法人等

(2) 補助の対象

事業の実施主体が設置する地方中核がん診療施設及び都道府県がん診療連携拠点病院における、がん診療施設情報ネットワーク事業に必要な設備を購入するために必要な備品購入費

※地方中核がん診療施設とは、全国がん（成人病）センター協議会の構成施設である医療機関。

※都道府県がん診療連携拠点病院とは、「がん診療連携拠点病院の整備について」（平成20年3月1日健発第0301001号健康局長通知）の別添「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」に基づき、厚生労働大臣が都道府県がん診療連携拠点病院として指定した医療機関。

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

20. 難病医療拠点・協力病院〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県、指定都市、中核市

(2) 補助の対象

事業の実施主体が設置する難病医療拠点・協力病院（「難病特別対策推進事業の実施について」（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づく難病医療拠点病院及び難病医療協力病院）の設備を購入するために必要な備品購入費

- ・医療機器
 - 人工呼吸器
 - 患者監視（モニタリング）装置
- ・非常用電源装置（災害等による電源不足に備えて、難病医療拠点・協力病院が在宅患者等の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するもの）
 - 非常用発電機
 - 無停電電源装置
- ・検査機器（クロイツフェルト・ヤコブ病患者の剖検を行うために整備するもの）
 - 電気メス
 - 電気鋸

（３）補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

（４）補助率

1／3

2 1. 難病医療拠点・協力病院〔間接補助〕

<設備整備>

（１）事業の実施主体

- ア 地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市を除く）
- イ 公的医療機関
- ウ 医療法人等の非営利法人

（２）補助の対象

事業の実施主体が設置する難病医療拠点・協力病院（「難病特別対策推進事業の実施について」（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」に基づく難病医療拠点病院及び難病医療協力病院）の設備を購入するために必要な備品購入費（この費用に対する都道府県又は指定都市若しくは中核市の補助事業が国の補助の対象となります）

- ・医療機器
 - 人工呼吸器
 - 患者監視（モニタリング）装置
- ・非常用電源装置（災害等による電源不足に備えて、難病医療拠点・協力病院が在宅患者等の療養の確保に必要な設備を無償で貸し出すために整備するもの）
 - 非常用発電機
 - 無停電電源装置

- ・ 検査機器(クロイツフェルト・ヤコブ病患者の剖検を行うために整備するもの)
電気メス
電気鋸

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
 - イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
 - ウ 「イの額に2/3を掛けた額」と「都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。
- 注 東日本大震災による電力不足対応のため、緊急に整備する非常用電源装置「イの額」と「都道府県又は指定都市若しくは中核市が補助した額」を比べ、少ない方の額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

2.2. 難病相談・支援センター〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県

(2) 補助の対象

ア 工事費

都道府県が設置する難病相談・支援センターの施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費及び既存建物の買収のために必要な費用（家屋購入費）。ただし、暖房設備、冷房設備（冷暖房設備を含む。）、浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費を除く。

イ 暖房（冷房、冷暖房）設備工事費

暖房（冷房、冷暖房）設備に必要な工事費又は工事請負費

ウ 浄化槽設備工事費

浄化槽設備に必要な工事費又は工事請負費

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ その他施設整備として適当と認められないもの

23. と畜場〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県及び市町村

(2) 補助の対象

都道府県及び市町村が設置すると畜場の設備を購入するために必要な備品購入費

- ・ 焼却設備（特定危険部位等の焼却をと畜場内で行う場合の焼却設備）
- ・ 頭蓋破砕機（焼却する場合、頭蓋を破砕し焼却効果を高める設備）
- ・ 消毒設備
 - (1) 異常プリオンを不活性化させるオートクレーブ（背割りノコ、ワイヤー等の消毒用）
 - (2) 異常プリオンを不活性化させる耐アルカリ性ステンレス消毒槽（解体時に使用するナイフ等器具の消毒用）
- ・ 冷却設備（TSE（伝達性海綿状脳症）検査の結果が判明するまで、可食内臓等を冷却保存するために必要な設備）
- ・ 脊髄除去設備（背割りを行う際に、脊椎が粉碎しないよう、背割り前に脊髄を除去する設備）
- ・ 枝肉汚染防止装置（ピッシングによる枝肉の汚染防止を図るため、ピッシングに代わる同等の効果を有する牛用の不動化設備）

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(注) 国の補助金の額が10万円に満たない場合は、補助金は交付されません。

(4) 補助率

1 / 2

2 4. 特定感染症指定医療機関〔直接補助〕

<施設整備>

- (1) 事業の実施主体
厚生労働大臣が指定した者
- (2) 補助の対象
特定感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る）
- (3) 補助金の額の算定方法
ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
定額
- (5) 補助の対象としないもの
ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
イ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

- (1) 事業の実施主体
厚生労働大臣が指定した者
- (2) 補助の対象
特定感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費
- (3) 補助金の額の算定方法
ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
定額

25. 第一種感染症指定医療機関〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体
都道府県

(2) 補助の対象
都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る）

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1／2（沖縄県は3／4）

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体
都道府県

(2) 補助の対象

都道府県が設置する第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1／2（沖縄県は3／4）

25の2. 第一種感染症指定医療機関〔間接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県知事が指定した者

(2) 補助の対象

第一種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る）

（この費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります）

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。

ウ 「イの額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1／2（沖縄県の補助事業は3／4）

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県知事が指定した者

(2) 補助の対象

第一種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費

（この費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります）

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。

ウ 「イの額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2 (沖縄県の補助事業は 3 / 4)

26. 第二種感染症指定医療機関〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県

(2) 補助の対象

ア 新設、増設又は改築

都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る）

※医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る

イ 改造又は補修

都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の改造及び補修のために必要な工事費又は工事請負費

※医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2 (沖縄県は 3 / 4)

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県

(2) 補助の対象

ア 初度設備費

都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費

イ その他の設備費

都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品購入費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2 (沖縄県は 3 / 4)

26の2. 第二種感染症指定医療機関〔間接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県知事が指定した者

(2) 補助の対象

ア 新設、増設又は改築

第二種感染症指定医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費
(PFI事業に限る)

※医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る

イ 改造又は補修

第二種感染症指定医療機関の改造及び補修のために必要な工事費又は工事請負費

※医療法第7条第2項第2号に規定する感染症病床に限る

(これらの費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります)

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。

ウ 「イの額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2 (沖縄県の補助事業は 3 / 4)

- (5) 補助の対象としないもの
- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
 - イ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

- (1) 事業の実施主体
都道府県知事が指定した者
- (2) 補助の対象
- ア 初度設備費
第二種感染症指定医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費
 - イ その他の設備費
第二種感染症指定医療機関に設置する感染症病室簡易陰圧装置を購入するために必要な備品購入費
(これらの費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります)
- (3) 補助金の額の算定方法
- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
 - イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
 - ウ 「イの額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。
- (4) 補助率
1 / 2 (沖縄県の補助事業は 3 / 4)

27. 第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化〔直接補助〕

<設備整備>

- (1) 事業の実施主体
都道府県
- (2) 補助の対象
都道府県が設置する第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費
- ・簡易陰圧装置
 - ・感染防御設備
- ※医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2 (沖縄県は 3 / 4)

27の2. 第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化〔間接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県知事が指定した者

(2) 補助の対象

第二種感染症指定医療機関の結核病棟のユニット化に必要な設備を購入するために必要な備品購入費

- ・簡易陰圧装置
- ・感染防御設備

(これらの費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります)

※医療法第7条第2項第3号に規定する結核病床に限る

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
ウ 「イの額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2 (沖縄県の補助事業は 3 / 4)

28. さい帯血バンク〔直接補助〕

※帯血バンクに係る補助金の交付に関する事務は、厚生労働大臣が行います。

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

日本さい帯血バンクネットワーク (日本赤十字社)

(2) 補助の対象

さい帯血バンクにおけるさい帯血の採取及び保存等に必要な設備を購入するために必要な経費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額が国の補助額となります。

(4) 補助率

定額

29. 精神科救急情報センター〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県及び指定都市

(2) 補助の対象

都道府県及び指定都市が設置する精神科救急情報センターの設備を購入するために必要な備品購入費（導入費用を含む）

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額が国の補助額となります。

(4) 補助率

定額

30. 眼球あっせん機関〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

厚生労働大臣が認める者

（臓器の移植に関する法律第12条第1項の規定による業として行う眼球のあっせんの許可を受けた者）

(2) 補助の対象

眼球あっせん機関の設備を購入するために必要な経費

- ・スペキュラーマイクロスコープ
- ・クリーンベンチ

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

3 1. 感染症外来協力医療機関〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県

(2) 補助の対象

都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI事業に限る）

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県

(2) 補助の対象

都道府県が設置する感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費

- ・ H E P A フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
- ・ H E P A フィルター付パーティション
- ・ 個人防護具

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2

3 1 の 2 . 感染症外来協力医療機関〔間接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 市町村（一部事務組合を含む）
- イ 医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関
- ウ 医療法第8条に基づく届出を行った診療所

(2) 補助の対象

事業の実施主体が設置する感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（P F I 事業に限る）

（この費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります）

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
- ウ 「イの額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 市町村（一部事務組合を含む）
- イ 医療法第7条の規定に基づく開設の許可を受けた医療機関
- ウ 医療法第8条に基づく届出を行った診療所

(2) 補助の対象

事業の実施主体が設置する感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費

- ・ H E P A フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）
- ・ H E P A フィルター付パーティション
- ・ 個人防護具

（この費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります）

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
- ウ 「イの額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2

3 2. 精神科救急医療センター〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県
- イ 指定都市
- ウ 公的医療機関
- エ 厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 補助の対象

事業の実施主体が設置する精神科救急医療センターの施設整備（既存病棟の改修）のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

- ア 都道府県、指定都市・・・1/2
- イ 公的医療機関、厚生労働大臣が適当と認める者・・・1/3

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ 既存建物の買収に要する費用
- ウ その他施設整備として適当と認められないもの

3 3. 組織バンク〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

公益性が高いものとして厚生労働大臣が適当と認める者

(2) 補助の対象

事業の実施主体が設置する組織バンクにおける組織の採取、処理、保存等に必要
な設備を購入するために必要な経費

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

10/10

3 4. マンモグラフィ検診実施機関〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 厚生労働大臣が適当と認める者（マンモグラフィ検診精度向上実施要綱に基づき整備した機器により、マンモグラフィ検診を実施する法人に限る。）

(2) 補助の対象

マンモグラフィ画像読影支援システムの設備を購入するために必要な設備整備費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

35. 新型インフルエンザ患者入院医療機関〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

都道府県

(2) 補助の対象

ア 新設、増設又は改築

都道府県が設置する新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

イ 改造又は補修

都道府県が設置する新型インフルエンザ患者入院医療機関の改造及び補修のために必要な工事費又は工事請負費

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

(5) 補助の対象としないもの

ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用

イ 既存建物の買収に要する費用

ウ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体
都道府県

(2) 補助の対象

ア 初度設備費

都道府県が設置する新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）及び備品購入費

イ その他の設備費

都道府県が設置する新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費

- ・人工呼吸器及び付帯する備品
- ・个人防护具
- ・簡易陰圧装置
- ・簡易ベッド

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

35の2. 新型インフルエンザ患者入院医療機関〔間接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

新型インフルエンザが発生した際、患者へ医療を提供することとしている者
(入院設備を有する医療機関)

(2) 補助の対象

ア 新設、増設又は改築

新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

イ 改造又は補修

新型インフルエンザ患者入院医療機関の改造及び補修のために必要な工事費又は工事請負費

(これらの費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります)

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
- ウ 「イの額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ 既存建物の買収に要する費用
- ウ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

新型インフルエンザが発生した際、患者へ医療を提供することとしている者
(入院設備を有する医療機関)

(2) 補助の対象

- ア 初度設備費
新型インフルエンザ患者入院医療機関の新設又は増設に伴う初度設備を購入するために必要な需用費(消耗品費)及び備品購入費
- イ その他の設備費
新型インフルエンザ患者入院医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費
 - ・人工呼吸器及び付帯する備品
 - ・個人防護具
 - ・簡易陰圧装置
 - ・簡易ベッド

(これらの費用に対する都道府県の補助事業が国の補助の対象となります)

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選びます。
- ウ 「イの額」と「都道府県が補助した額」を比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

36. HIV検査・相談室〔直接補助〕

<施設整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 公的医療機関
- エ 医療法人等の非営利法人

※ウ、エについては、地方自治体からHIV検査事業及び相談事業を受託していること又は受託を予定していること

(2) 補助の対象

HIV検査又はエイズに関する相談に必要な施設整備のための工事費又は工事請負費及び工事事務費及び既存建物の買収のために必要な費用（家屋購入費）

- ・ HIV検査を行うために必要な採血室及び検査室
- ・ 相談（カウンセリング）を行うために必要な相談室
- ・ 予約、受付その他の事務を行うために必要な事務室
- ・ その他HIV検査又は相談に必要な施設

(3) 補助金の額の算定方法

ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。

イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1/2

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ 既存建物の買収に要する費用
- ウ その他施設整備として適当と認められないもの

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県
- イ 市町村
- ウ 公的医療機関
- エ 医療法人等の非営利法人

※ウ、エについては、地方自治体からHIV検査事業及び相談事業を受託していること又は受託を予定していること

(2) 補助の対象

H I V検査又はエイズに関する相談に必要な設備を購入するための備品購入費

- ・ H I V検査を行うために必要な診察台、薬品保管庫、冷却庫等の備品
- ・ 相談又は待合室に必要な机、椅子等の備品
- ・ その他 H I V検査又は相談に必要な備品

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2

3 7. 食品衛生検査施設〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 都道府県及び特別区
- イ 地域保健法施行令第1条で定める市

(2) 補助の対象

食品衛生検査施設の設備を購入するために必要な備品購入費（導入費用を含む）

- ・ ゲルマニウム半導体検出器
（食品中の放射性物質を迅速かつ適切に行うためのゲルマニウム半導体を用いたガンマスペクトロメーター）
- ・ 放射性物質簡易測定器
（新しい基準値に適應する放射性セシウムスクリーニング法として示される性能要件を満たすことのできる簡易測定器）

※1 原子力災害対策本部が定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」において検査計画の対象自治体となっている都道府県及びその管内の保健所設置市又は特別区が設置するもの

※2 ※1以外の都道府県等で、食品への汚染状況等を踏まえ、当該自治体で算出する食品及び流通する食品に対して、当該自治体において計画的・継続的に放射性物質検査を行うこととしている都道府県等が設置するもの

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2

38. 末梢血幹細胞採取施設施設〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

- ア 地方公共団体
- イ 公的医療機関
- ウ 医療法人等の非営利法人

(2) 補助の対象

造血幹細胞数測定装置

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

10 / 10

39. 小児がん拠点病院〔直接補助〕

<設備整備>

(1) 事業の実施主体

厚生労働大臣が指定する小児がん拠点病院

(2) 補助の対象

小児がん拠点病院の家族等宿泊施設及びプレイルームの施設整備のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費

・ 宿泊施設

小児がん患者の家族等が宿泊し、病院での療養生活を送る小児がん患者に付き添える環境を整備する

・ プレイルーム

小児がん患者が病院での療養生活を送るうえで必要なプレイルームを整備し、心身の成長・発達及び医療従事者や家族と子どもとの間のコミュニケーション等を図れる環境を整備する。

(3) 補助金の額の算定方法

- ア 「基準額」と「対象経費の実支出額」とを比べ、少ない方の額を選びます。
- イ アの額と、「総事業費」から「寄附金その他の収入額」を引いた額とを比べ、少ない方の額を選び、その額に補助率を掛けた額が国の補助額となります。

(4) 補助率

1 / 2

(5) 補助の対象としないもの

- ア 土地の買収、整地、造園及び道路敷設に要する費用
- イ 既存建物の買収に要する費用
- ウ その他施設整備として適当と認められないもの

6. 補助金の交付の条件

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金は、国が定めた政策の中で、公衆衛生の向上につながるものとして都道府県等が事業を実施する場合に交付するもので、その事業の成果は国民に還元されます。

補助金は、国民が納めた税金等を財源としていますが、その用途について国民一人ひとりが確認することはできませんので、補助金が公平公正に使われるよう、国民に代わり国が「交付の条件」を定めています。

この「交付の条件」が遵守されず、国民の利益に反すると判断される場合には、交付の決定が取り消されることもありますので、ルールは必ず守ってください。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更については、次により行うものとする。
 - ア 施設整備事業と設備整備事業の間及び直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更は認めない。
 - イ 施設整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更は認めない。
 - ウ 設備整備事業に要する各区分ごとの経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、交付要綱8に定める申請手続による当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）又は厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣等」という。）の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、交付要綱の別紙様式1により厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。
 - (施設整備事業の場合)
 - ア 建物の設置場所
 - イ 建物の規模若しくは構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
 - ウ 病床数
 - エ 入所定員又は通所定員
 - (設備整備事業の場合)
 - ア 購入価格が単価50万円以上の品目及びその数量
 - イ 病床数
 - ウ 入所定員、通所定員又は利用定員
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣等の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、すみやかに厚生労働大臣等に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 施設整備事業の場合、当該事業年度の2月15日現在における事業遂行状況を交付要綱の別紙様式2により毎年度2月末日までに厚生労働大臣等に報告しなければならない。

- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械器具等については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣等の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 厚生労働大臣等の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。
- （補助事業者が地方公共団体の場合）
- 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした交付要綱の別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （補助事業者が地方公共団体以外の場合）
- 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、交付要綱の別紙様式7により速やかに厚生労働大臣等に報告しなければならない。
- なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は支社、支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
- また、厚生労働大臣等に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (11) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の国庫補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会

若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。

- (14) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (15) 都道府県又は指定都市若しくは中核市は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1) から (13) に掲げる条件 ((2) 中入所定員及び通所定員を除く。) を付さなければならない。この場合において (1) から (5) 、(7) 及び (10) 中「厚生労働大臣等」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市若しくは中核市の長」と「当該事業年度の2月15日」とあるのは「当該事業年度の2月5日」と「毎年度2月末日」とあるのは「毎年度2月15日」と「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市若しくは中核市」と (6) 中「厚生労働大臣等の承認」とあるのは「都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認」と (10) 中「別紙様式7」とあるのは「別紙様式8」と読み替えるものとする。
- (16) (15) により付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣等の承認又は指示を受けなければならない。
- (17) 間接補助事業者から財産の処分による収入及び補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (18) 補助事業者が国所管の特例民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を交付要綱の別紙様式第9により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付したうえで、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

7. 補助金の交付申請

補助金の交付申請は、補助事業者が誰であるかによって申請書の提出先が異なります。

- (1) 補助事業者が都道府県、指定都市及び中核市の場合
補助事業者は、交付要綱の別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、地方厚生（支）局長が定める日までに地方厚生（支）局長に提出してください。
- (2) 補助事業者が(1)以外の場合
(日本赤十字社、財団法人結核予防会、財団法人放射線影響研究所を除く)
ア 補助事業者は、交付要綱の別紙様式4による申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出してください。
イ 都道府県知事は、アの申請書を受理したときは、これを審査し、とりまとめの

うえ、地方厚生（支）局長が定める日までに地方厚生（支）局長に提出してください。

※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項の規定に基づき都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の内容が定められています。

（法定受託事務）

平成20年6月17日厚生労働省告示第337号

- (3) 補助事業者が日本赤十字社、財団法人結核予防会、財団法人放射線影響研究所の場合
補助事業者は、交付要綱の別紙様式4による申請書に關係書類を添えて、厚生労働大臣が定める日までに厚生労働大臣に提出してください。

8. 補助事業の実績報告

補助金の交付を受けて行う事業（建物を建てたり、備品を購入したりすること）のことを「補助事業」といいます。

補助事業が完了（建物が竣工したり、納品された備品の検収が終了したとき）したときは、その成果を記載した実績を報告しなければなりません。

直接補助と間接補助では、「事業の完了」の意味が異なりますので注意してください。

直接補助：補助事業が完了した時点

間接補助：間接補助事業が完了し、間接補助事業者に対し、補助事業者から間接補助金が交付された時点

- (1) 補助事業者が都道府県、指定都市及び中核市の場合
補助事業者は、交付要綱の別紙様式5による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに地方厚生（支）局長に提出しなければなりません。
なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までに交付要綱の別紙様式6による年度終了報告書を地方厚生（支）局長に提出してください。

- (2) 補助事業者が（1）以外の場合
（日本赤十字社、財団法人結核予防会、財団法人放射線影響研究所を除く）
ア 補助事業者は、交付要綱の別紙様式5による報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出してください。
なお、事業が翌年度にわたるときは、都道府県知事が定める日までに交付要綱の別紙様式6による年度終了実績報告書を都道府県知事に提出してください。
イ 都道府県知事は、アの報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、事業完了の日から起算して1月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれ

れか早い日まで、地方厚生（支）局長に提出してください。（別紙様式 6 の場合は、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日まで）
※補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 26 条第 2 項の規定に基づき都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の内容が定められています。

（法定受託事務）

平成 20 年 6 月 17 日厚生労働省告示第 337 号

- (3) 補助事業者が日本赤十字社、財団法人結核予防会、財団法人放射線影響研究所の場合
補助事業者は、交付要綱の別紙様式 5 による報告書に關係書類を添えて、事業の完了の日から起算して 1 月を経過した日又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出しなければなりません。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 30 日までに交付要綱の別紙様式 6 による年度終了報告書を厚生労働大臣に提出してください。

9. その他

- (1) 整備計画について

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金は、補助事業者が行おうとする事業の内容が事業の実施要綱や交付要綱に合致しているか否かを確認するため、予め「整備計画書」を提出していただく必要があります。

この「整備計画書」は、補助事業を行おうとする年度の前年度の 12 月頃に、地方厚生（支）局から都道府県、指定都市、中核市に提出を依頼します。（日本赤十字社、財団法人結核予防会、財団法人放射線影響研究所は厚生労働省から）

整備計画書を審査し、予算の範囲内で事業採択の通知（内示）を行います。

- (2) 事業の着手について

一般的に、補助事業に着手することができるのは「交付決定の後」とされていますが、保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金は、事業採択の通知（内示）後であれば、事業に着手することを認めています。

この「事業」には、事業そのものに関連する契約や入札公告も含まれます。実績報告において、内示前に事業の着手が確認された場合は、補助事業として認められませんので、十分に注意してください。

- (3) 事業完了予定期日の変更について

保健衛生施設等施設整備費補助金は、繰越明許費として、国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することができる経費です。事業が予定の期間内に完了しない場合、その旨を厚生労働大臣や地方厚生（支）局長に報告することで、事業完了予定期日を変

更し翌年度にわたって事業を実施することができます。

一方、保健衛生施設等設備整備費補助金は繰越明許費ではありませんので、補助金の交付の決定に係る国の会計年度の末日までに事業を完了しなければなりません。（震災等のような避けがたい事故により事業が完了できない場合を除く。）

お問い合わせは

九州厚生局健康福祉部健康福祉課

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-10-7

TEL 092-432-6781

FAX 092-474-2244